

議案第7号

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

指定管理者が管理をしている公の施設のうち、利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入している施設について、指定の取消し等の事由により市長が管理業務の全部又は一部を自ら行うこととなった場合における使用料の徴収に係る規定等を整備するため、関連する条例の一部を改正するものである。

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
(富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例(昭和53年富津市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第12条中「平成17年富津市条例第30号」の次に「。以下「指定手続等条例」という。」を加える。

第13条に次の1項を加える。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(使用料の徴収等)

第16条 市長は、指定手続等条例第14条の規定によるもののほか、自ら憩の家の管理の業務の全部又は一部を行う必要が生じたときは、その管理が必要となる期間、第13条第2項に掲げる表に定める額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収することができる。

2 前項の場合にあつては、第13条第1項及び第3項並びに前2条の規定を準用する。この場合において、第13条第1項及び第3項並びに前2条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(富津市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 富津市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(昭和61年富津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、「利用者」」を「「利用者」」に改める。

第7条中「又は設備等」を「、設備等」に、「又はき損」を「、又は毀損」に、「又はその」を「、又はその」に改める。

第10条中「平成17年富津市条例第30号」の次に「。以下「指定手続等条例」という。」を加える。

第11条に次の1項を加える。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(使用料の徴収等)

第15条 市長は、指定手続等条例第14条の規定によるもののほか、自らコミュニティセンターの管理の業務の全部又は一部を行う必要が生じたときは、その管理が必要となる期間、第11条第2項に掲げる表に定める額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収することができる。

2 前項の場合にあつては、第11条第1項及び第3項、第12条並びに第13条の規定を準用する。この場合において、第11条第1項及び第3項、第12条並びに第13条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(富津市民の森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 富津市民の森の設置及び管理に関する条例（平成元年富津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「興業」を「興行」に改める。

第11条第2項第3号中「又は附属設備等」を「、附属設備等」に改める。

第12条第3号中「指定管理者」を「市長」に改める。

第15条中「平成17年富津市条例第30号」の次に「。以下「指定手続等条例」という。」を加える。

第16条に次の1項を加える。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受する。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(有料施設に係る使用料の徴収等)

第18条 市長は、指定手続等条例第14条の規定によるもののほか、自ら有料施設の管理の業務の全部又は一部を行う必要が生じたときは、その管理が必要となる期間、別表第3に掲げる利用料金の額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収することができる。

2 前項の場合にあつては、第16条第1項及び第3項並びに前条の規定を準用する。この場合において、第16条第1項及び第3項並びに前条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表第3備考中「使用料」を「利用料金」に改める。

(富津市ふれあいシニア館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 富津市ふれあいシニア館の設置及び管理に関する条例（平成14年富津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条中「平成17年富津市条例第30号」の次に「。以下「指定手続等条例」という。」を加える。

第13条に次の1項を加える。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（使用料の徴収等）

第16条 市長は、指定手続等条例第14条の規定によるもののほか、自らシニア館の管理の業務の全部又は一部を行う必要が生じたときは、その管理が必要となる期間、第13条第2項に掲げる表に定める額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収することができる。

2 前項の場合にあつては、第13条第1項及び第3項並びに前2条の規定を準用する。この場合において、第13条第1項及び第3項並びに前2条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（富津市高宕山自然動物園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 富津市高宕山自然動物園の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条中「平成17年富津市条例第30号」の次に「。以下「指定手続等条例」という。」を加える。

第10条に次の1項を加える。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。

第14条を第15条とする。

第13条第3号中「指定管理者」を「動物園の管理に従事する者」に改め、同条を第14条とする。

第12条の次に次の1条を加える。

（使用料の徴収等）

第13条 市長は、指定手続等条例第14条の規定によるもののほか、自ら動物園の管理の業務の全部又は一部を行う必要が生じたときは、その管理が必要となる

期間、第10条第2項に掲げる表に定める額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収することができる。

- 2 前項の場合にあつては、第10条第1項及び第3項並びに前2条の規定を準用する。この場合において、第10条第1項及び第3項並びに前2条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(富津市簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 富津市簡易給水施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条中「平成17年富津市条例第30号」の次に「。以下「指定手続等条例」という。」を加える。

第8条に次の1項を加える。

- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(市長による管理)

第10条 市長は、指定手続等条例第14条に規定するときその他やむを得ない理由により指定管理者による管理が困難であると認めるときは、第3条の規定にかかわらず、自ら給水施設を管理するものとする。この場合において、第6条及び第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により自ら給水施設を管理する場合は、その管理が必要となる期間、第8条第2項の表に定める利用料金の額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収することができる。

- 3 前項の場合にあつては、第8条第1項及び第3項並びに前条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項及び第3項並びに前条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。